

除雪協力業者に対する工事の優遇措置の試行について

建設業における地域貢献への取組を促すことを目的として、「本巣市が管理する道路の除排雪業務」を契約締結した除雪協力業者を対象に市が発注する道路関係工事について、優遇措置を下記のとおり試行する。

1. 優遇措置 平成26年度以降に「本巣市が管理する道路の除排雪業務」を契約締結した除雪協力業者を対象に次表のとおり工事を発注します。

番号	除雪協力率	優 遇 措 置
①	80%以上	対象工事について、地域ごとに2回の工事に1回程度の割合で除雪協力業者のみを指名。
②	60%以上 80%未満	対象工事について、地域ごとに3回の工事に1回程度の割合で除雪協力業者のみを指名。
③	40%以上 60%未満	対象工事について、地域ごとに4回の工事に1回程度の割合で除雪協力業者のみを指名。
④	20%以上 40%未満	対象工事について、地域ごとに5回の工事に1回程度の割合で除雪協力業者のみを指名。
⑤	20%未満	対象工事について、地域ごとに6回の工事に1回程度の割合で除雪協力業者のみを指名。

※ 除雪協力率：(各工種のランク別の市内に本店を有する除雪協力業者数 / 各工種のランク別の指名競争入札に参加する市内に本店を有する業者(随意契約のみの業者を除く)数)

2. 対象工事 市内本店に限定される指名競争入札に係る土木一式工事、舗装工事、水道施設工事。

3. 適 用 平成27年4月1日以降に入札執行通知を行うものから適用します。